

ケアマネジメント部会 報告

- ・ 今回は、ケアマネジメント部会としての会議は開催なし。10月に「平成22年度第2回ケアマネジメント部会」を開催予定。その後、追加分の部会員名簿を事務局に提出予定。
- ・ 「介護支援専門員受験対策講座」

申し込み状況(9月17日現在) Aコース19人 Bコース39人 Cコース27人
収支(概算)については、以下のとおりです。

収入 (計749,000円)

Aコース 19人×20,000円 = 380,000円

Bコース 39人×6,000円 = 234,000円

Cコース 27人×5,000円 = 135,000円

支出 (計524,200円)

講師謝礼など 70,000×3人+40,000×1人+50,000×1人=300,000円

模擬試験問題集など 2,000円×60部=120,000円

会場費 センター5階 10,000円 労働者福祉センター 33,400円

弁当代 500円×19=9,500円 講師飲料 120円×10=1,200円

受講票発送費用 90円切手×90人=8,100円

スタッフ交通費 1,000×14=14,000円

スタッフ日当 2,000×14=28,000円

事務局経費 749,000×0.2=149,800円

平成 22 年度

第 1 回 ケアマネジメント部会議事録

日 時 平成 22 年 5 月 28 日 (金) 19:00~20:30

場 所 千葉県社会福祉士会事務局

参加者 水野谷・林・吉田・矢島・押元・丸

欠 席 染野・篠田・西沢・吉野・青木・山口・矢野

議 題 1、新役員（部会長 副部会長）選出
2、年間活動計画（日程調整）
3、その他

内 容

1、新役員について

部会長については、理事会の意向をスムーズに部会運営に反映させるためにも担当理事に依頼してはどうかとの意見

これを受け、部会長は本年度担当理事の周藤氏に依頼(打診)することとなる。会計等については、現状を勘案しつつ部会長に選任していただく。

2、年間活動計画

① ケアマネ受験対策講座

例年通り、8月より開催。

水野谷氏が中心となり詳細を決定（日程及び講師）

チラシ作りは丸を中心に行い、完成次第、関係機関へ配布し参加者の募集を開始する。受講者は例年減少傾向にあるため、損益を考慮しながら開催可否を決定する。

② 部会研修

隔年で高齢分野と障害分野のテーマで開催していたが、今年は高齢分野の研修となる。開催時期は2月頃を予定。

詳細については、再度部会を招集し決定していく。

(page : 1)

第 5 回理事会報告 —ばあとなあ千葉—

1) 研修関係

①登録員勉強会 (第 1 回ばあとなあ千葉サポート)

9月18日(土) 13:30~15:30実施

参加者~26名 事実行為と法律行為について確認しあい、意見交換を行う。

②支部委託研修

受講者~21名

4日間が終了

次回最終回10月9日(土)実施予定

③活用講座

10月10日(日)~11日(月)の2日間実施予定

2) 法人後見~事務執行者(2名)に対して報酬付与する。

7対3の割合で配分

現在法人後見の受任はなし

3) 広 報

次回の発行は10月予定

4) コーディネート

今年度58件の依頼あり(9月7日現在)

地域性と受任件数の少ない方に依頼している。

6) 会 計

4月~7月まで執行する。

7) 電話相談

10月~11月の電話当番予定表を今月末作成する予定。

8) その 他

①活動報告書の提出(7月31日までの受任件数)について

9月15日までの未提出者~3名(本部へ報告済み)

登録員:126名年度途中抹消希望者1名あり、125名の登録員

受任者:102名 未受任者:23名

受任件数:356件(後見254件・保佐56件・補助8件

任意37件・後見監督1件)

新規受任:法定63件 任意 8件

終 了:法定13件 任意 3件 後見監督人 1件

課題や質問や意見:19件

インシデント:6件

②次回運営委員会予定10月6日(水) 18:00~

【事務局報告】

○ 後援

- ・ 千葉県社協 第 2 回福祉のしごと就職フェア in 千葉 10 月 30 日
- ・ 千葉県言語聴覚士会 設立 10 周年記念大会 11 月 7 日
- ・ 第 4 回認知症メモリーウォーク千葉 11 月 21 日

○ 協賛

- ・ 訪問介護フォーラム 2010 11 月 14 日 神山会長挨拶、パンフレット等掲示

○ 来賓依頼

- ・ 千葉県言語聴覚士会 設立 10 周年記念大会 11 月 7 日 未定

○ 委員推薦

- ・ 千葉県社協 千葉県社会福祉協議会評議員 神山会長

○ 本部

- ・ 受任者を支援するスーパーバイザー養成研修 支部推薦者 9 名
泉 幸江、岸 恵子、吉田 愛子、石山 明子、片野 無事生、
川崎 保規、市澤 廣子、朽名 高子、滑川 里美

○ その他

- ・ 淑徳大学 キャリアフェスタ 2010 合同企業説明会 10 月 16 日 山本誠一
- ・ 習志野社協 習志野市福祉ふれあいまつり 10 月 23 日
- ・ 千葉県社協 第 2 回福祉のしごと就職フェア in 千葉相談コーナー参加 辻村 雄二、森澤 よし江

**** 会員情報 ****

9 月 22 日現在 正会員:1,184 名 (新入会:8 名、転入:0 名、転出:2 名、退会:0 名、)

➤ 9 月本部会員情報より

新公益法人制度への対応及び連合体への移行について検討経緯 (概要)

2008(平成20)年12月に新公益法人制度が施行され、旧民法34条に基づき設立された社団法人日本社会福祉士会(以下、本会という)は、2013(平成25)年11月30日の移行期限までに公益社団法人としての移行認定または一般社団法人への移行認可が必要となっている。

移行認定または移行認可まで本会は特例民法法人という扱いであり、主務官庁も厚生労働省となっている。本会では公益社団法人への移行認定を含め、今後の組織のあり方を以下のように検討してきた。

1. 本会の組織の現状と今後の組織像

- ①都道府県社会福祉士会(以下、県士会という)が2010年3月末までにすべて法人化され、独立した法人格を備えたため、これまで、本会規則で位置づけていた支部という位置づけが困難になったこと。また、経理処理上からも、支部と位置づけるなら、本会の経理に全支部の経理が取り込まれている必要があることを公認会計士から指摘されている。(現状では各県士会は独立した会計を行っている。)
- ②この解決策として、本会を「社会福祉士を正会員とする県士会を社員(会員)とする連合体」とすれば、従来通り、本会と県士会が一体となった全国組織としての立場を明確にして活動を継続できる。
- ③現在、本会において全国の個人会員管理等を行っている。会員数が3万人を超え、今後も毎年3000人の会員増加が見込まれるため、次第にきめ細かい管理が困難になることが予想される。そこで、連合体に組織変更し、県士会が会員の顔が見える運営管理体制を整備する。但し、会費等の徴収事務等は、当面の間、本会と県士会の契約に基づく事務委託で従来どおりの方法が可能である。
- ④連合体に組織変更することで、本会と県士会の役割分担を内部決定で明確にすることが可能となり、全体として効果的、効率的な事業展開が可能となる。

2. 一般社団法人か公益社団法人かの選択

- ①社会福祉士は、福祉専門職の国家資格であり、その全国組織である本会の事業は公益目的事業の認定要件である「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」に該当することを踏まえ、一般社団法人、公益社団法人のメリット・デメリットを検討した結果、本会は社会的に信用度の高い公益社団法人の移行認定を目指す。

3. 連合体への改組と公益社団法人への移行

- ①現在、本会の正会員は、社会福祉士国家資格を有する個人であり各県士会の正会員である者で構成されている。そのため、本会を構成する正会員を県士会とするには、定款の会員資格等について改正する必要がある。
- ②今後、連合体への組織変更、公益社団法人への認定については、2段階の定款改正を行い推進する。第1段階として、主務官庁が厚生労働省であるうちに連合体とする定款改正(厚生労働省の許可)、第2段階として、公益社団法人への認定を受けるための定款改正(公益認定等委員会の認可、施行は認可後)を検討していく。

4. 基本方針の決定

- ①2010年6月19日開催の第19回通常総会において本会の公益社団法人への移行認定にむけた基本方針が承認された。

—参考資料—

- i. 公益社団法人移行への想定パターン
- ii. 本会の公益社団法人への移行認定にむけた基本方針について(修正版)

(社)日本社会福祉士会 公益社団法人移行への想定パターン

◆特例民法法人のうち連合体とし、公益社団法人へ移行する方式

3534
前提

パターンⅠ	
メリット	①本会と県士会が一体となった社会福祉士の全国組織であることが明確になる。 ②本会定款の会員資格は都道府県士会(法人)となり総会の運営が容易になる。
デメリット(乗り越えなければならないハードル)	①連合体になるためには全都道府県士会の合意が必要である。 ②移行スケジュールがタイトである。おおよその目処を付けた上で、逆算したタイムスケジュールで準備をし、それを基に具体的な事務スケジュールを作成する必要がある。連合体にするには、本会が厚生労働省の所管にあるうちに定款改正をする必要がある。目標は2011年3月総会で定款改正の承認。 ③法律上、団体を会員とすることに問題はないが団体会員とする同一資格者団体が公益社団法人へ移行した前例がまだないので、他団体の情報をもう少し収集する必要がある。 ④連合体にしてしまうと連合体を解消するには、一度、解散し財産はすべて他の公益団体または、地方自治体・国へ寄付しなければならない。
他団体状況	獣医師会が現在連合体組織で、公益認定を目指している。

◆定款もしくは規則で会員資格を本会かつ県士会会員であることを規定する方式

パターンⅡ	
メリット	①すでに公益社団法人化した団体の定款やモデル定款を手本に作成できる。 ②移行スケジュールを連合体にするよりも余裕が持てる。
デメリット(乗り越えなければならないハードル)	①本会の定款では、会員資格を本会かつ県士会に加入することはできる可能性があるが、県士会の定款で ②本会と県士会が本部一支部の関係がなくなり一体感が弱まり、関係が希薄になる可能性がある。 ③喫緊の課題ではないが、代議員は概ね300人に1人とされている。今後、会員数が増大していくにつれて総会の規模が大きくなる。運営で障害が出ることも考えられる。 ④パターンⅡで本会を公益社団法人となつてから連合体は形成できない。社員が個人から法人に変わるといふことは、組織基盤が全く違うと解散、移行とは扱われない。
他団体状況	歯科衛生士協会・理学療法士協会(組織率90%)がこのパターンで公益認定を目指している。

○パターンAもしくはパターンBであっても、次の事項は共通の課題である。

- ①本会の公益事業とは何か。どのような事業があるのか。事業仕訳が重要なポイントとなる。
- ②事業主体が県士会に移行するため、県士会が不特定多数の県民の利益に供することは理解を得やすいが、本会が直接、不特定多数の者の利益に供する事業(公益事業)は何か精査する必要がある。
→本会が公益事業比率50%を恒常的に維持できるか。
- ③本会独自で事業仕分けをする場合、仕訳事務作業量の確認からはじめていく必要がある。
- ④公益事業・共益事業・収益事業の仕訳は、内部でも可能だが、公益事業と共益事業の判断基準が甘くなりやすい。外部に事業仕訳を依頼するか。外部(コンサルタント)に依頼した場合の費用捻出(100~200万円程度は必要)
- ⑤入会・退会・除名については、全国的な共通基準を検討し、各県士会の合意を得る必要がある。
- ⑥県士会は、独立した法人であるため、入退会審査、会費の徴収、懲戒は、県士会で行う。
→入退会事務や会費の徴収事務は、契約書を交わすことにより、本会が代行可能。

2010年6月19日

社団法人日本社会福祉士会
会長 山村 睦

本会の公益社団法人への移行認定にむけた基本方針について

2010年3月総会での報告及び各都道府県社会福祉士会会長宛への発出文書「新公益法人制度対応に向けたお願い」(2010年4月5日付)におきまして、公益社団法人への移行認定については、本会与都道府県社会福祉士会(以下、「都道府県士会」)との間で組織上の検討課題があることから都道府県士会が公益認定を申請することを一時見合わせてほしいこと、そして2010年6月総会までに公益社団法人移行認定に向けた本会の基本方針を打ち出すことを報告いたしました。

執行部では、この間協議を重ね、2013年11月30日の新公益法人制度への移行期限を見据えて、下記の内容を基本方針とすることとしました。

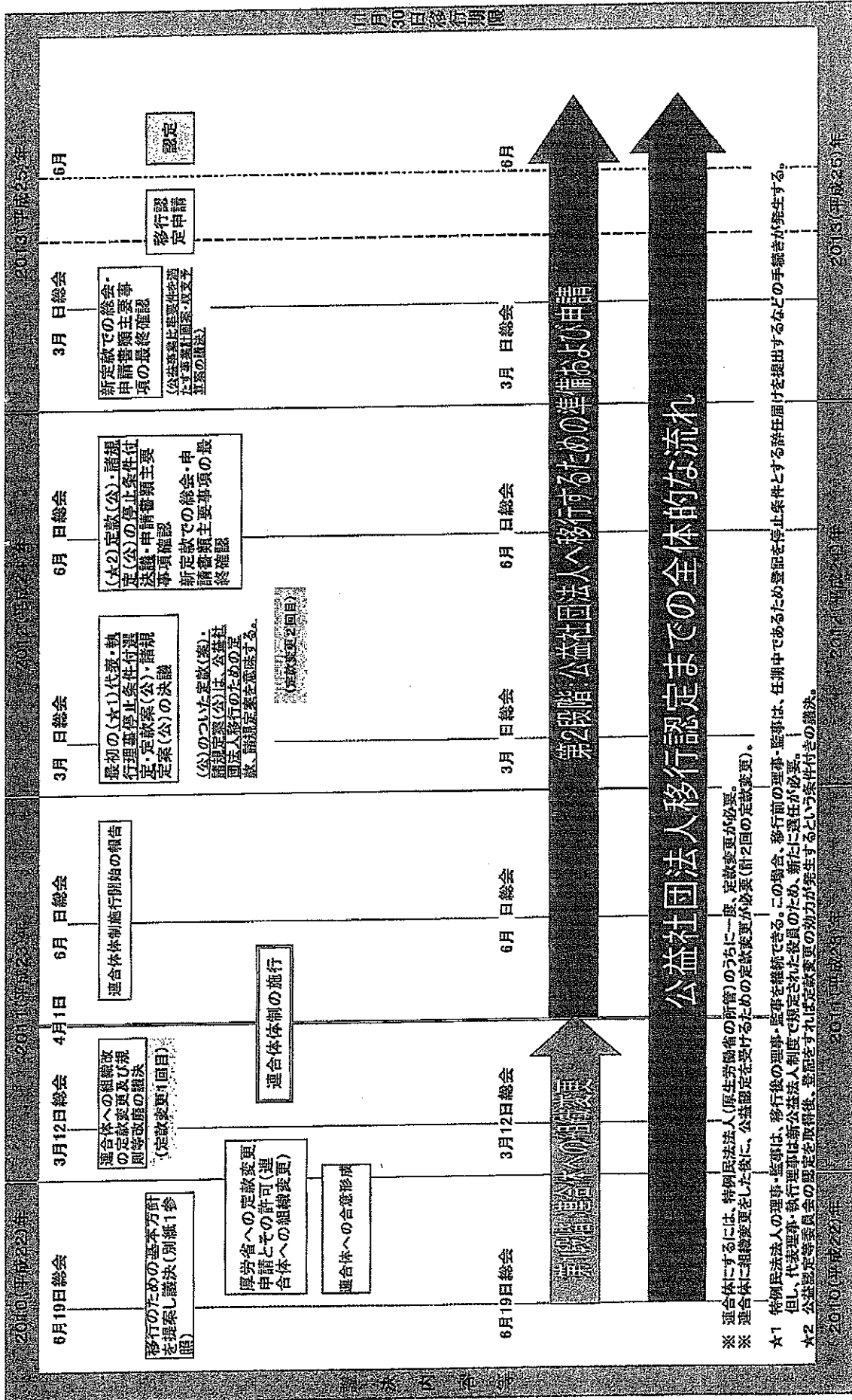
－ 基本方針 －

1. 本会は、公益社団法人への移行認定を目指して検討を進める。
2. 今後、会員規模が大きくなることを想定し、かつ、日本を代表する社会福祉士の職能団体であることを明確にするために47の都道府県士会が加盟する連合体を目指して検討を進める。
3. 各都道府県士会の公益社団法人への移行については、各都道府県士会の判断で進めていただく。

なお、会員資格については本会与都道府県士会の一体的運用を図るため、定款に記載することが都道府県の指導で認められない場合でも、都道府県士会会員は本会会員であることを都道府県士会の入会規程等で明記することをお願いする。

以上

(社)日本社会福祉士会 連合体への組織変更・公益社団法人移行スケジュール・イメージ



議案 1 第 21 回(2013 年度)(社)日本社会福祉士会全国大会について

次頁以下のとおり、(社)日本社会福祉士会からの募集がありました。
前回開催から 10 年が経過しており、また全国大会開催は現会長の理事立候補に際しての所感に記載されていた事項でもあります。
全国大会開催の申し出について、理事会の意見を諮ります。

<資料>

1. (社)日本社会福祉士会事務局月報「全国大会関連情報」
2. 神奈川大会(2008 年度)決算書
3. 秋田大会(2010 年度)予算書

全 国 大 会 関 連 情 報	2010年9月
(社)日本社会福祉士会 事務局 担当：柏谷千晶 (kashiwaya@jacsw.or.jp) TEL：03-3355-6541 FAX：03-3355-6543	

1. 第19回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（京都大会）の開催について
 次年度の第19回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会（京都大会）の大会テーマが決定しましたのでお知らせいたします。皆さまお誘い合わせの上、ご参加ください。

大会テーマ

生きる力を育むために ～これからのソーシャルワークの話をしよう～

開 期：2011年6月4日(土)～5日(日)

会 場：みやこめっせ（京都市勧業館）予定

定 員：1,400人（予定）

参加費：会 員 9,000円

一 般 10,000円

学 生 4,000円

申込方法：2011年2月末発行の日本社会福祉士会ニュースに開催要項を同封します。

2. 第21回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会の開催地募集について

2013年の第21回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会の開催地を募集いたします。過去の開催地は以下のとおりです。大会の開催を希望する支部は別紙にて本会事務局までお申し出ください。

回	年度	開催地
第1回	1993	東京
第2回	1994	静岡
第3回	1995	長野
第4回	1996	大阪
第5回	1997	北海道
第6回	1998	福岡
第7回	1999	愛知

回	年度	開催地
第8回	2000	宮城
第9回	2001	広島
第10回	2002	千葉
第11回	2003	兵庫
第12回	2004	新潟
第13回	2005	香川
第14回	2006	埼玉

回	年度	開催地
第15回	2007	三重
第16回	2008	神奈川
第17回	2009	熊本
第18回	2010	秋田
第19回	2011	京都
第20回	2012	岡山
第21回	2013	

2013年度 第21回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会の 開催支部募集について

全国大会を開催するに当たっては開催会場を早期に確保するため、2013年の全国大会開催支部を募ります。開催を希望する支部は、2010年12月末日までに別紙にて本会事務局にお申し出ください。よろしくお願いいたします。

全国大会の開催にあたって

①開催日程

2013年7月の第1週の土日、もしくは第2週の土日

②主な開催内容と必要会場

	大会プレ企画	大会（全体会）	学会（分科会）
内容		<ul style="list-style-type: none"> ・ 講演 ・ 基調講演 ・ シンポジウム or 鼎談 ・ 記念講演 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9分科会 （7分科会、大会開催支部の特別分科会、海外報告研修会）
開催時間 (実績)		1日目午後、 2日目午後	2日目午前
必要会場	スクール形式で100名前後	メイン会場 1,000名程度	スクール形式 100名以上の会場を9部屋以上

③開催までのスケジュール

時期	内容
2010年12月末	大会開催支部申し出の受付締切
2011年 2月12日	大会開催支部の決定（理事会）
2011年 3月12日	大会開催支部の報告（通常総会）

【お問い合わせ先】 社団法人 日本社会福祉士会（担当：柏谷）

〒160-0004東京都新宿区四谷1-13カタオカビル2階

TEL 03-3355-6541 FAX 03-3355-6543 E-mail kashiwaya@jacsw.or.jp

(社)日本社会福祉士会 事務局：柏谷宛
FAX：03-3355-6543

別紙

年 月 日

**2013年度 第21回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会
開催希望申出書**

2013年度 第21回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会を本支部
で開催いたしたく、申し出をいたします。

支部名	
支部長名	
開催予定日	
開催地	都道府県 市町村
会場候補地	
備考	

第16回日本社会福祉士会全国大会(神奈川県大会) 決算書

神奈川県実行委員会

収入の部

大科目	中科目	小科目	予算額	決算額	差引増減	決算額説明
事業収入	参加費収入		9,100,000	9,636,000	-536,000	会員7,000円*1260名 一般8,000円*91名 学生4,000円*22名
	資料集頒布収入		10,000	10,000	0	1,000円*10名
協賛金収入	協賛金収入		200,000	290,000	-90,000	県内外12団体
	広告料		1,500,000	1,176,000	324,000	15団体(手数料収入)
	展示		100,000	215,000	-115,000	福祉機器等展示
補助金等収入	助成金収入		500,000	500,000	0	日本社会福祉士会補助金
寄付金収入	共同募金配分金収入		1,200,000	1,020,000	180,000	県共同募金会90万円、寄付金12万円
繰入金収入	一般会計繰入金収入		924,000	0	924,000	収支にて表示
雑収入	雑収入		1,000	42,497	-41,497	祝い金40,000円 預金利子2,497円
合 計			13,535,000	12,889,497	645,503	

支出の部

大科目	中科目	小科目	予算額	決算額	差引増減	決算額説明
事業費	大会費		12,965,000	13,194,413	-229,413	
	(内訳)	旅費交通費	500,000	712,285	-212,285	実行委員会旅費168,760円 保育士、通訳旅費260,000円
		通信運搬費	600,000	120,816	479,184	大会要綱送付、宅急便、振込手数料
		消耗品費	600,000	644,745	-44,745	昼食代369,000円 紙袋240,000円 参加証21,000円 水14,745円
		印刷製本費	2,030,000	2,795,230	-765,230	開催要項1,009,000円 かもめ便り375,000円 ポスター89,650円 大会抄録集 1,302,000円 大会シール等19,580円
		賃借料	6,200,000	6,314,185	-114,185	大会会場5,467,000円 駐車場15,000円 舞台設営375,380円
		諸謝金	1,520,000	893,420	626,580	基調講演2人、記念講演・講談2人、シンポジウム4人
		委託費	1,421,000	1,686,875	-265,875	JTB:手数料1,400,000円、舞台設営手数料286,875円
		雑費	94,000	26,857	67,143	ネックホルダー
管理費	管理費		570,000	1,123,226	-553,226	
	(内訳)	賃金	400,000	1,085,187	-685,187	事務局アルバイト'07.10-'08.07月(1名) 一般会計で対応
		管理委託費	0	0	0	
		保険料	20,000	3,114	16,886	傷害保険料
		租税公課	50,000	2,000	48,000	
		雑費	100,000	32,925	67,075	
合 計			13,535,000	14,317,639	-782,639	

(1000円未満切り捨て)

収支(収入の部-支出の部)

		予算額	決算額
収支	収入	13,535,000	12,889,497
	支出	13,535,000	14,317,639
収支計		0	-1,428,142

※ 1,428,142円については一般会計より繰り入れ

第18回 日本社会福祉士会全国大会（秋田大会）予算書

秋田県支部実行委員会

【収入の部】

大科目	中科目	小科目	金額	内 訳	摘 要
事業収入	参加費収入		5,380,000	4,900,000 400,000 80,000	会員7,000円*700名 一般(他団体)8,000円*50名 学生4,000円*20名
協賛金収入	協賛金収入		100,000		県内団体20,000円*5
	広告料		1,000,000		大会資料集広告掲載 1頁:5,2500円 1/2頁:31,500円
	展示・販売ブース使用料		100,000		福祉機器等展示、書店 10,000*10
補助金等収入	助成金収入		500,000		日本社会福祉士会
雑収入	雑収入		1,000		
合 計			7,081,000		

【支出の部】

大科目	中科目	小科目	金額	内 訳	摘 要
事業費	大会費	旅費交通費	1,145,000		実行委員会旅費(熊本大会参加)
		通信運搬費	200,000		大会要綱送付、メール便、振込手数料
		消耗品費	610,000	400,000	昼食代1,000*100名*2日 資料入れ紙袋200,000
				210,000	スタッフジャンパー 2,000*100名
		印刷製本費	1,970,000	700,000	開催要綱
				700,000	大会資料、封筒
				500,000	大会ニュース
				50,000	大会シール20,000、スタッフマニュアル他
		賃借料	1,050,000	850,000	大会会場(5)
				200,000	看板、音響、プロジェクター、付帯設備等
諸謝金	1,095,000	45,000	厚労省講演		
		100,000	基調講演		
		150,000	シンポジスト		
		300,000	記念講演		
		450,000	手話・筆記通訳		
50,000	託児5,000*10名				
委託費	105,000		トップツアー(ホムパージ管理システム代)		
雑費	136,000				
管理費		賃金	680,000	560,000	7,000*40名*2日(うち実行委員30名) ※大会参加費、懇親会費に充当
			120,000		4,000*30名(学生7割以上) ※大会参加費に充当
		管理委託費	10,000		
		保険料	20,000		傷害保険料
		租税公課	10,000		
雑費	50,000				
合 計			7,081,000		

議案 2 会の業務に要する身分証交付に関する規則について

以下の要綱案について、理事会の承認を求めます。

社団法人千葉県社会福祉士会業務上の本人証明交付に関する要綱(案)

(目的)

第1条 この要綱は社団法人千葉県社会福祉士会(以下、「本会」という)の行う業務執行に際し、業務担当者本人を証明する必要がある場合に、証明証を交付するための手続きを定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 業務責任者 当該業務を担当する委員会の長、もしくは理事会にて承認された業務の責任者をいう。

(2) 業務担当者 当該業務を担当する者をいう。この場合において担当する者は会員、非会員を問わない。

(手続き)

第3条 証明証の交付を受けようとする業務の業務責任者は、当該業務の業務担当者名、業務名と担当業務、担当業務の始期と終期、会員の場合会員番号を明示して会長に対し交付の申請をしなければならない。

(交付)

第4条 前条の申請を受けた場合、会長は内容を審査し、問題がないと認められれば、業務責任者を通じ業務担当者に証明証(別記様式1)を交付するものとする。

2 前条の場合において、交付しないと決定したとき、会長は業務責任者から求められた場合は決定の理由を明示しなければならない。

3 前条の申請内容にかかわらず、証明証の有効期限は最長2年間とする。

(業務担当者の義務)

第5条 証明証の交付を受けたものは、その証を第三者に貸与、譲渡してはならない。

2 証明証を毀損・紛失した場合、業務担当者は業務責任者を通じ会長に対し内容を報告しなければならない。

3 前項の場合において、証明証を再交付する場合は交付番号を新たに付番し、当初の証は無効とする。

(電子公印)

第6条 証明証への会長公印の押印は、電子計算機に記録した印影の印刷により、これ

に代えることができる。

2 前項の場合において、印影は用紙に合わせ縮小することができる。

(改廃)

第7条 この要綱を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附則

1. この要綱は、平成22年9月26日から施行する。

<別記>様式1

(表面)

証明証	交付番号
 <画像> <氏名> <業務用管理番号>	
上記の者は、本会の行う<業務名>に<担当業務> として携わる者であることを証明する。	
<交付日>	
社団法人千葉県社会福祉士会会長	印

※ 画像は本人顔写真または本会の使用するシンボル・キャラクターとする

※ 業務用管理番号は業務上の便宜により付番した通し番号または本会会員番号とする

(裏面)

<注意事項>
1 本証は、表記業務に関わる際には常に携帯しなければならない。
2 本証は他人に貸与または譲渡してはならない。
3 本証の記載ならびに証明事項に異動を生じたときは、速やかに届出、訂正を受けなければならない。
4 表記業務に携わらなくなったときは、直ちに本証を返納しなければならない。
5 本証の有効期限は、 年 月 日とする。

平成22年度実施事業の実施状況及び平成23年度実施事業の予算の把握について

事務局長 岡本崇広

昨年度提出データにほぼ準拠しています。以下の要領に従い次年度予算要求願います。
提出されたシートを基に、三役にて査定の上予算案を作成します。
査定の段階で各委員会からヒアリングを行う場合も有りますのでご協力願います。
前年度の各委員会ごと要求シート及び仕分け内容を別途送りますので参考にしてください。

H22.9末見込額 平成22年9月末時点での見込額(終了した事業は実績額)を記載する。
H23予算要求額 平成23年度に実施する事業の現実的な見込額を記載する。
※実施が見込めないが科目だけ確保しておきたい事業については、
収入、支出とも1,000円として計上する)

<事業実施に際して収入される科目(案)>

- 他機関からの補助金・助成金 … 当事業実施で見込まれるもの、共同募金含む
- 会員を対象者とする収入金 … 会員からの売上
- 会員以外の者を対象者とする収入金や手数料 … 会員以外からの売上、請負契約も含む
- 当会の保有する流動資産 … 会費、支部への還元金、他事業の利益相当分をあてるもの
- その他の収入

<事業実施に際して支出される科目(案)>

- 報酬又は謝金 … 講師や事業従事者への報酬や謝金
- 外注工賃 … 外注費用
- 旅費交通費 … 交通費、宿泊費
- 通信費 … 郵便料金、電話代等
- 広告宣伝費 … 事業推進のために実施した特別な広告等の印刷や費用
- 損害保険料 … 事業実施者のための損害保険の保険料等(労災保険は別)
- 消耗品費 … 事務用品、コピー代金、使用可能期間が1年未満の備品
- 新聞書籍費 … 新聞雑誌、テキスト代等
- 雑費 … その他の支出
- 事務費拠出金 … 事務局職員の賃金、福利厚生費、その他の事務費拠出金

<その他>

- 報酬又は謝金に対する源泉所得税預かり金
- 福利厚生費預かり金 … 事務局員の法定福利費、法定外福利費

<事業内容及び必要性、参加者数>

- 事業内容及び必要性 … 事業内容とその事業を実施する必要性(特に公益性)を記入する。
単に「これまで実施してきたから、平成23年度も継続したい。」ではなく、「当会にきちんと収入として計上され、かつ公益性があること」がポイント。
- 説明の前に、公益法人23事業(以下参照)のうちどれにあてはまるか番号で示してください。
一事業が複数の公益事業にあてはまる場合もあります。
- 参加者数 … 事業を実施するに際しての会員と会員外の参加数

<作成する単位>

各部会において、事業又は活動内容ごとに1票作成する。
前年度まで別事業としていた内容であっても、一貫性のある場合は統合して構いません。

<提出期限>

平成22年10月31日 … 厳守

<提出方法及び提出先>

電子メールの添付ファイルにて、社団法人千葉県社会福祉士会 office@cswhiba.com まで

<参考>

公益法人認定法別表の23の事業とは、以下の通りである。

- 1 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 2 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 3 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 4 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 5 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- 6 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 7 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 8 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 9 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 10 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 11 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 12 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- 13 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- 14 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- 15 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- 16 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- 17 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 18 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 19 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 20 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 21 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- 22 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 23 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの

平成22年度実施事業収支見込み及び平成23年度実施事業予算把握シート

	報告日	報告者			
○ 委員会名					
○ 部会名					
○ 事業名					
○ 実施期間(実施日)					
○ 損益(粗利)	—	0	0	0	0
			0	0	0

<収入>

科目	説明	H22予算要求額	H22.9末見込額	H23予算要求額	備考
1 他機関からの補助金・助成金	当事業実施で見込まれるもの、共同募金含む				
2 会員を対象者とする収入金	会員からの売上				
3 会員以外の者を対象者とする収入金や手数料	会員以外からの売上、請負契約も含む				
4 当会の保有する流動資産	会費、支部への還元金、他事業の利益相当分をあてにしたもの				
5 その他の収入	—				
合計		0	0	0	
合計(再掲) (項番4を除いたもの)		0	0	0	
補正後予算書記載額 (項番4を除いたもの)					
			0	0	0

<支出>

科目	説明	H22予算要求額	H22.9末見込額	H23予算要求額	備考
1 報酬又は謝金	講師や事業従事者への報酬や謝金				
2 外注工賃	外注費用				
3 旅費交通費	交通費、宿泊費				
4 通信費	郵便料金、電話代等				
5 広告宣伝費	事業推進のために実施した特別な広告等の印刷や費用				
6 損害保険料	事業実施者のための損害保険の保険料等(労災保険は別)				
7 消耗品費	事務用品、コピー代金、使用可能期間が1年未満の備品				
8 新聞書籍費	新聞雑誌、テキスト代等				
9 雑費	その他の支出				
10 事務費拠出金	事務局職員の賃金、福利厚生費、その他の事務費拠出金				
合計		0	0	0	
合計(再掲) (項番10を除いたもの)		0	0	0	
補正後予算書記載額 (項番10を除いたもの)					
			0	0	0

<預かり金>

科目	説明	H22予算要求額	H22.9末見込額	H23予算要求額	備考
1 報酬又は謝金に対する源泉所得税預かり金	—				
2 福利厚生費預かり金	事務局員の法定福利費、法定外福利費				
合計		0	0	0	
			0	0	0

事業内容及び必要性					
参加者数	説明	H22予算要求額	H22.9末見込額	H23予算要求額	備考
参加者数(会員)	—				
参加者数(会員外)	—				

支出科目	委員会及び事業名	次年度見直し内容	変更ありなら後日 シート再提出	備考	収入増減	支出増減	収支増減
1-3-6	研修委員会 社会福祉士受験対策講座	可能であれば廃止し他事業に注力	○	直前対策はJCと連動し実施。他事業で収支を合わせる	-839,000	-612,220	-226,780
1-3-10	ケアマネ受験対策講座		○	収支員合合わせなければ実施取りやめ			0
1-3-17	ジェイシーWEB模試	作問者の負担大	○	H21は契約事項として合意した内容について、契約外の作業を当会が実施していることに対する正当な経費を請求することも視野に入れて交渉する。H22については、引き続き契約するかどうかを含めて契約内容を原直しする。			0
1-3-2	研究誌	他の発表場所にH22休刊、H23復刊へ向け調整	○	点と線、本部研究誌または学会等への発表	0	-380,000	380,000
1-1-11	総務委員会 会員提案新規モデル事業費	新規財目計上	○	具体的な内容を設定できる場合、収入、支出ともその内容で、また、設定できない場合は、収入1,000円、支出1,000円と在庫管理を適正にし、内容を随時更新	1,000	1,000	0
1-1-8	パンフレット作成費		○	研究誌の内容を盛り込むことも視野に入れる。			0
1-1-9	広報役務費	発行回数を4回→3回に減らし内容充実。会員寄稿も募集	○				0
1-4-1	外部評価委員会 介護サービス第三者評価	現任者分のテキスト購入費用の支出は認めがたい。事務局分3セット購入	○	※福永理事作成マニュアルは、H22も更新あり得る。希望者のみ配信	0	-135,000	135,000
1-4-2	福祉サービス第三者評価	財目計上	○		1,000	1,000	0
1-5-	ばあとなあ干葉運営委員会 全ての事業	※支出削減により委員会事業全体として10%程度の事務費拠出確保を要望(総括表参照)	○	※H21はシーリング10%を遵守(特に収入の無い事業について)			0
1-2-	総合相談委員会 全ての事業	※支出削減により委員会事業全体として10%程度の事務費拠出確保を要望(総括表参照)	○				0
1-2-1	委員会費	旅費交通費を減額。事業費と委員会費を切り分け	○	県虐待対応専門職チーム交通費は県に予算化要望			13,000
1-2-9	高齢者虐待対応専門職チーム	他事業も含め、委託事業経費は交通費を含め計上。但し専門職チーム等事業必須メンバーに限る	○	県虐待対応専門職チーム交通費は県に予算化要望	0	-13,000	0
1-2-4	悩める福祉士サポート事業	来年度以降は必ず会を通ずる県への支払い受け、会から各メンバーへの支払いとする 収支計画の見直し	○	今年度18,000円は削除			0
1-2-3	実務研修	収支計画の見直し	○	赤字研修は認められない			0
1-6-1	自主活動等事業 千葉市安心生活創造モデル事業	消耗品費誤りないかどうか確認、H22は主任賞与・事務費拠出金を計上し、収入の10%は粗利(事務費拠出金)となるようにする。市に今後提示することになるH22年度の見積りに反映させる。 ※第5回理事会にて提案された事業	○	※収入科目の「4 当金の保有する流動資産」と支出科目の「10 事務費拠出金」とが並立の形で設定されるのは本来お			0
その他	介護サービス情報の活用と仕組み改善のための事業	採択される可能性があるのなら、事業計画、予算に乗せておくとも検討する。 ※第5回理事会にて提案された事業	△	3月総会又は5月総会			0
2-0-5	事務費 賞金	正規職員1名+パート職員1名 一般物品費・印刷費・役員旅費を今年度並みに復活	○		-150,000	150,000	0
	全般	会からの受益と負担(拠出)のあり方について再考、理事会へ再提案する。	○		150,000	-150,000	0
				計	-837,000	#####	301,220